

○芝山町教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

平成29年3月24日

芝山町教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、芝山町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が教育行政の円滑な公務執行のために、外部の個人又は団体と交際する上で必要な経費（以下「教育長交際費」という。）を支出する際の基準及びその公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育長交際費の支出)

第2条 教育長は、教育委員会の運営及び町の教育行政にとって有益と認めたもの並びに交際上必要と認めたものについて、予算の範囲内で教育長交際費を支出する。

(支出区分等)

第3条 教育長交際費の支出区分及び支出範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 御祝記念行事や祝賀会等へのお祝に係る経費
- (2) 病気見舞い、事故等への見舞いに係る経費
- (3) 弔意葬儀等における香典、供物、生花等に係る経費
- (4) 会費行事の出席に要する経費(案内文書に記載の額)
- (5) 会費が示されない飲食を伴う会合等に係る経費
- (6) 協賛金各種大会、団体等で公益性のあるものへの協賛に係る経費

教育委員会として同一行事に対する重複した支出は行わない。また、同一団体への協賛は年度内1回とする。

(支出限度額)

第4条 前条各号に規定する支出区分に応じた支出限度額は、別表のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(公表する事項)

第5条 教育長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(公表の時期)

第6条 教育長交際費の支出に係る情報の公表は、別記様式により毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までにを行うものとする。

(公表の方法)

第7条 教育長交際費の支出に係る情報の公表は、その内容を芝山町ホームページに掲載するとともに、芝山町情報公開条例(平成14年芝山町条例第10号)及び芝山町個人情報保護条例(平成17年芝山町条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。)により閲覧できるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 教育長交際費の公表に当たっては、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護には十分配慮しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、教育長が特に必要と認める場合は、教育長交際費を支出できるものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出区分	支出区分金額	備考
御祝	5,000 円	金額の指定があるものは、その指定された金額とする。
会費	5,000 円	
弔意香典	20,000 円以内	状況に応じて支出を判断する。
	供花実費額	
見舞い	5,000 円	
協賛金	現在継続しているもの以外は、原則として支出しない。 継続しているものについては、適宜見直しを図り縮減する。	

備考 上記支出区分以外に支出する必要がある場合や特段の事情がある場合は、協議のうえ社会通念上に照らした額かつ必要最小限を支出する。

別記様式（第6条関係）  
教育長交際費（ 年 月分）

支出日	支出区分	支出内容	支出金額（円）
月分合計			